

平成27年労第574号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によると、請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）の代表取締役であったが、平成〇年〇月〇日、請求人の兄が会社代表取締役に就任したため、以後、請求人に会社の代表権は無くなり、現場代理人として就労していたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、当日の業務の後片付け作業中に突然倒れ、C病院に救急搬送され、「急性大動脈解離、高血圧、脂質異常症」と診断され、同日のうちにD病院に転送され、「急性大動脈解離、脊髄虚血障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否か、また、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の労働者性

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人が会社の代表者として登記されていたのはあくまで形式上のことであり、給与の支払い実態からみても、実質的に会社の役員であったとは言えないとし、また、平成〇年〇月〇日に兄が会社の代表取締役役に就任し、請求人の代表権はなくなり、役員報酬も得ていないことから、労働者であったと判断されるべきである旨を主張している。そこで、当審査会においては、請求人らの主張について、一件記録を精査したところ、決定書理由において説示されているとおり、会社の法人登記簿には、取締役として請求人の名前が登記され、また会社定款第22条においては、「代表取締役役に事故があるときは、あらかじめ株主総会の定める順序に従い他の取締役が代表取締役の職務を代行する」と規定されていることが確認し得る。同登記簿から、請求人は平成〇年〇月〇日に代表取締役役に就任し、平成〇年〇月〇日に同職を辞任し、その後は取締役の一人であったことが認められる。もっとも、工期が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの会社が請負ったE海岸護岸工事における平成〇年〇月〇日付け工事月報（〇月分）には、代表取締役として請求人の氏

名が記載されており、同時期においても実質的に請求人が代表取締役の地位にあった可能性は否定できないものである。よって当審査会としては、同登記簿上、請求人が代表取締役を降り、実質的に取締役の一人であったとしても、上記の経過から見て、業務執行権を有し、会社の代表権を代行する立場にもあったことは明らかであると判断するところであり、請求人を労災保険法の適用下にある会社の労働者であったと判断することはできないものである。なお、請求人らは、請求人に支払われる賃金額の変動状況や役員報酬が支払われていないことなど、労働者であることを示す証拠であると主張するが、上記のとおり、請求人が会社において代表者もしくはこれに準ずる立場にあったことは明らかであり、上記判断を左右する理由とはならないものである。

(2) 業務過重性等

当審査会においては、請求人が取締役という立場であっても、労働者として本件疾病の発症について、業務上の事由によるものと判断できるか否かも一応検討したが、本件疾病の発症前の短期間及び長期間の時間外労働時間については、決定書理由に記載するとおり、1か月あたり業務との関連性が強いと評価できる80時間を下回り、また、その業務の内容は主に現場代理人として管理を行うものであり、更には、自身の時間管理に係る裁量権も大きかったと認められることから、過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(3) 以上のとおり、請求人は、労災保険法上の労働者とは言えず、また、仮に労働者であると認めたとしても、過重な労働に従事したとは判断できないことから、本件疾病は業務上の事由によるとは判断できないものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。